

平成30年度第1回〔第六期目第1回〕
松島町入札監視委員会

平成30年7月31日（火）

午前9時30分～

（松島町役場3階大会議室）

平成30年度第1回〔第六期目第1回〕松島町入札監視委員会

出席委員（5名）

委員長	赤石雅英		
委員	泉田成美	梶塚善弘	
	武田三弘	小川真儀	

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

教育課	学校教育班
建設課	建設班
産業観光課	産業振興班
町民福祉課	福祉班
水道事業所	施設班

各課(所)長・各班長・各担当者

事務局職員出席者

松島副町長		熊谷清一
財務課	課長	佐藤進
	財政班 班長	相澤光治
	主事	大寺元氣

委員会次第

平成30年7月31日（火曜日）午前9時30分開会

1.	委嘱状交付式	- 3 -
2.	開会の挨拶	- 3 -
3.	委員長選出	- 5 -
4.	委員長挨拶	- 5 -
5.	委員長職務代理者の指名	- 6 -
6.	審議案件抽出理由の報告	- 6 -
7.	審議	- 7 -
(1)	財29工第053号松島フットボールセンター排水管漏水復旧工事	- 7 -
(2)	学29工第064号 松島第二小学校体育館舞台装置改修工事	- 13 -
(3)	建28工第042号 銭神漁港防潮堤整備その2工事	- 17 -
(4)	建29工第025号 根廻トンネル補修工事	- 21 -
(5)	建29工第067号 町道手樽・富山駅線避難道路附帯工事	- 24 -
(6)	建29委第211号 町道根廻・磯崎線避難道路高城こ線橋新設工事建物等 事前調査業務委託	- 27 -
(7)	福30委第008号 宮城東部地域生活支援拠点等事業業務委託	- 29 -
(8)	産29委第235号 松くい虫防除事業（定期伐その2）業務委託	- 33 -
(9)	上29委第199号 松島町水道メーター検針等業務委託	- 38 -
(10)	下30委第005号 松島浄化センター、中継及び雨水ポンプ場運転管理業 務委託	- 41 -
8.	閉会の挨拶	- 44 -

1. 委嘱状交付式

- 事務局 みなさま、おはようございます。只今より、松島町入札監視委員会委員委嘱状交付式を行います。本日は町長が都合により欠席のため、熊谷副町長より委嘱状を交付いたします。はじめに、赤石雅英委員。
- 副町長 委嘱状。赤石雅英殿。松島町入札監視委員を委嘱します。
委嘱期間は平成30年7月1日から平成32年6月30日までとします。
平成30年7月1日。松島町長。よろしく願いいたします。
- 事務局 続きまして、武田三弘委員。
- 副町長 委嘱状。武田三弘殿。松島町入札監視委員を委嘱します。
委嘱期間は平成30年7月1日から平成32年6月30日までとします。
平成30年7月1日。松島町長。よろしく願いいたします。
- 事務局 続きまして、梶塚善弘委員。
- 副町長 委嘱状。梶塚善弘殿。松島町入札監視委員を委嘱します。
委嘱期間は平成30年7月1日から平成32年6月30日までとします。
平成30年7月1日。松島町長。よろしく願いいたします。
- 事務局 続きまして、泉田成美委員。
- 副町長 委嘱状。泉田成美殿。松島町入札監視委員を委嘱します。
委嘱期間は平成30年7月1日から平成32年6月30日までとします。
平成30年7月1日。松島町長。よろしく願いいたします。
- 事務局 続きまして、小川真儀委員。
- 副町長 委嘱状。小川真儀殿。松島町入札監視委員を委嘱します。
委嘱期間は平成30年7月1日から平成32年6月30日までといたします。
平成30年7月1日。松島町長。よろしく願いいたします。
- 事務局 以上をもちまして、委嘱状交付式を終了といたします。
引き続き入札監視委員会を行います。
それでは、入札監視委員会を開催いたします。
-

2. 開会の挨拶

- 事務局 開催に当たり、熊谷副町長よりご挨拶をいただきます。
- 副町長 おはようございます。

今日は大変お忙しい中、お集まりいただきまして本当にありがとうございます。

本来ですと、町長が参りましてご挨拶申し上げるところなのですが、町長が宮城県の首長さん方の会議が東京で昨日からやっております。という事情で出席できないということで、皆さんによりしくお伝えくださいということでもあります。

この入札監視委員会ですね、平成20年から、ちょうど11年目に入り、第六期目になります。最初からこの委員の先生をお願いした方もいらっしゃいますし、今回初めてお願いした先生もいらっしゃるということで、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

この間、震災復興でいきますと7年4カ月が過ぎております。皆さんとしては10年間、さまざまな工事、経営等々に関しましてご助言、ご指導いただきましたことを改めて感謝申し上げます。

今後とも入札、それから契約事務等々に皆さんのご助言、ご協力、ご指導、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

今日は今年度第1回目ということでもありますけれども、ひとつよろしくお願ひいたします。

今日は大変ご苦勞さまでございます。

○事務局 ありがとうございます。

ここで、副町長は公務により先にご退席させていただきます。

○副町長 ひとつよろしくお願ひします。

○事務局 では、続きまして事務局より、簡単ではありますが委員の方々のご紹介をさせていただきます。

まず初めに、赤石雅英委員でございます。赤石雅英委員は、塩竈市において公認会計士として会計事務所を主宰していらっしゃいます。また、松島町入札監視委員会の委員を第一期目からお務めいただいております。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、泉田成美委員でございます。泉田成美委員は、現在、東北大学大学院教授の職にあり、同時に宮城県公共工事等入札契約適正化委員会委員及び国土交通省東北地方整備局入札監視委員会委員に就任していらっしゃいます。また、松島町入札監視委員会の委員を第一期目から委員をお務めいただいております。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、武田三弘委員でございます。武田三弘委員は、現在、東北学院大学教授の職にあります。また、松島町入札監視委員会の委員を第二期目からお務めいただいております。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、梶塚善弘委員でございます。梶塚善弘委員は、松島町在住の元宮城県職員であ

り、農林水産部東部地方振興事務所等に勤務していらっしゃいました。また、松島町入札監視委員会の委員を第五期目からお務めいただいております。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、小川真儀委員でございます。小川真儀委員は、石巻市において弁護士として法律事務所を主宰していらっしゃいます。このたび新任させていただきました。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

以上で委員の紹介を終わります。

3. 委員長選出

○事務局 続きまして、次第の3、委員長選任に移りたいと思います。

入札監視委員会設置条例第4条第1項の規定により互選にて選出となっておりますので、選出方、よろしくお願ひいたします。

○委員 昨年度に引き続き、赤石委員にお願いするのがよろしいのではないかと思いますので、いかがでしょうか。（「賛成です」の声あり）

○事務局 赤石委員もよろしいですか。（「承知いたしました」の声あり）それでは赤石委員、よろしくお願ひいたします。

4. 委員長挨拶

○事務局 では、続きまして、次第の4、委員長就任のご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○委員長 今年度もまた入札監視委員会ということで、改めて震災前からだったかという、本当に記憶がだんだん薄れていくといえますか、私は塩竈市の出身でして、どうしても経済圏といえますか、いろいろな面で2市3町という言われ方をしていまして、松島とか塩竈、あと多賀城、七ヶ浜、利府なのですけれども、一体で本来考えなければいけない。ですから、こういった公共工事も市町村単位ではなく本来もうちょっと広域でというふうに強く思っております。そこにいくと、塩竈市はこういった入札監視委員会とかに余り熱心でないと。企業体質というのがあるというのと同じように町にも体質があって、最近、また今日ボクシング協会などの、日大アメフト部、日大がどうのこうの、どうやら文科省が管轄しているところというのがかなり古い。ですから官僚の世界も縦型じゃなくて、人事交流でどんどん経産省とか国土交通省とか、少し厳し目のところの人たちと交流していかないと、ああいったものがなくならないだろ

うなど。

松島町のこういった入札監視委員会が発足して、やはりなかなか難しいところですが、少なくとも、ふんどしも穿かないで入札に来るような奴はいないというような形にはなろうかと思えますので、そういった効果をまた今後期待して、皆さんの力をかりて少しでも適正な入札が行われるように頑張っていきたいと思えますので、皆様よろしく願いいたします。

○事務局 赤石委員長、ありがとうございました。

5. 委員長職務代理者の指名

○事務局 続きまして、次第の5、委員長職務代理者の指名となります。

条例第4条第3項の規定により委員長からの指名となっております。委員長にどなたかご指名いただければと思います。

○委員長 私の意向といたしましては、武田委員に代理をお願いできればと思います。よろしいでしょうか。

○委員 はい、わかりました。

○事務局 それでは、武田委員、よろしく願いいたします。

それでは、テーブル等の配置をし直しますので、暫時休憩といたします。少々お待ちください。

(休憩)

6. 審議案件抽出理由の報告

○事務局 皆さん、お待たせいたしました。

それでは、審議等のほうに移りたいと思います。

初めに、審議案件の抽出理由の報告を赤石委員長よりお願いいたします。

○委員長 今回も案件を10件、抽出させていただいて、前回と余り変わらないのですが、金額的に重要なもの、それから契約変更があったもの、それから随契の理由はちゃんと明確になっているかなというようなもの、それから低入もでしたか、という観点で10件をピックアップさせていただきました。なるべく重ならないようにといたしますか、過去の抽出案件も含めてですね、そういったことも検討いたしました。

以上がピックアップの理由です。

○事務局 ありがとうございます。

7. 審議

(1) 財29工第053号松島フットボールセンター排水管漏水復旧工事

○事務局 それでは、早速審議のほうに移ります。

それでは今後の進行方、委員長、よろしく願いいたします。

○委員長 それでは、まず、工事請負契約ということで、1番は随契ということで、随契の理由を中心にご説明をしていただきたいと思います。よろしく願いします。

○財務課 それでは事業名、財29工第053号松島フットボールセンター排水管漏水復旧工事となります。

こちらの事業につきましては、松島フットボールセンター前の町道歩道部分より水がしみ出していることを確認いたしまして、その日の上水管漏水対应当番業者であった〇〇〇〇が試掘を行ったところ、水道管の漏水ではなく松島フットボールセンター排水ポンプからの排水管の漏水であることが判明し、応急修繕を行っております。

本工事におきましては、応急修繕により判明した排水圧送管破損部分の復旧工事となります。

1者随意契約となった理由につきましては、漏水が判明し、原因を特定するための試掘を〇〇〇〇が実施しておりまして、現場の状況に精通していることから、1者随意契約により1月24日付で契約を締結いたしました。

また、1回の変更契約を実施しておりますが、当初工事の予定箇所としておりました部分と近接する揚水管に新たな破損、漏水が判明したため、掘削範囲を広げて対応したことによる変更契約となっております。

以上が事業の概要となります。よろしく願いします。

○委員長 ありがとうございます。

委員の皆様から何かご質問等ございますでしょうか。

○委員 契約業務としては、130万円以下ということで随意契約で問題はないと思うのですが、こういう場合の対応として、水道工事において応急修繕を行った業者に復旧工事の随意契約をするというのは一般的にとられている対応なのですか。

○財務課 そうですね、現場の状況を一番わかっているということが一番のポイントかなと思う

のですけれども、試掘を行った際に、穴を掘ったままにしておくわけにもいかないので埋め戻しをするのですけれども、その間の状況の管理もやっていただいたりしてましたし、そういうことも含めてそちらの業者さんと随意契約して行うことが、業務の効率的にも現場の状況的にも一番いいかなという判断でやっています。

○委員 本件についてはそうかなという気がするのですけれども、一般論として、水道工事で応急修理、応急復旧をしたときに、その後、同じ業者に随契をするということになっているのでしょうか。

○財務課 実際、随契の範囲の中であれば多いかと思います。

○委員長 一般論の懸念として、当初の工事が手抜きでですね。自分たちのやったことミス、そこがばれないようにと、自分たちでやればばれないので、だから別な業者で、本来は最初の工事のこれがおかしかったのではないかということもあろうかという観点ですね。当初の工事の妥当性といいますか、そういったところはどうか。

○財務課 最初は本当に応急的な対応で修繕という形でやっていますので、そこから本格的な復旧工事という形になるので、応急修繕が手抜きだったというようなことは余らないと信じておりますが。

○委員 ちなみにこの排水管はつくられてからどのぐらいの年数がたつのですか。

○財務課 旧、仙台育英の研修所だった時代からずっとあるポンプ施設なので、かなり古いものではあったかと思います。

○委員 実際、東京もそうですけれども、ああいう地下埋設物関係の老朽化はかなり進んでいて、多分これからどんどん出てくると思うのですけれども、今回は応急処置ということでの対応でしたけれども、もしかしたら、ところどころ出ているところもあるかもしれないという現状で、今後の計画的なことも含めて早目に修理といいますか、そういう調査も含めた対応を検討していかねばいけないのかなと思ったのですけれども。

○財務課 フットボールセンターについては、今回の場所につきましては私も現場を見させていただいたのですけれども、管自体はそんなに腐食は、すごく破損していて全体をかえなければいけないという現状ではなかったので今回はよかったですけれども、そうですね。

○委員 今回の原因はどのような理由の破損だったのですか。

○財務課 つなぎ目のところの破損だったので……。

○委員 となると、施工不良とかになって。

○財務課 いや、パッキンみたいなものの部分が……

- 委員 老朽化ですか。
- 財務課 老朽化している部分もありましたし、そこと近い部分で破損も見られたので、軽微な破損だったのですけれども、見つけたので今回やりましょうということで変更契約してやらせていただいた。
- 委員 システム的なことをお聞きするのですけれども、そもそも漏水で当番というのがあるのですか。
- 財務課 水道管の業者さんの間で、土日に漏水が判明した場合に出る当番を決めていらっしゃるのですね。今回、住民の方から通報いただいて、漏水を見つけたのが土日だったので、そのときの当番業者さんに一応現場を確認していただいた。
- 委員 今回のように例えば見つけた日が土日の場合は当番の業者さんが出て、その後、応急だけでなくてきっちり工事する必要がある場合は、今後の話なのですけれども、基本的に今後こういうシステムで依頼する形になるのですか。
- 財務課 そうですね、掘ってみての状況にもよると思うのですけれども。
- 委員 今回のように応急だけでなくきちんととなった場合は、随意で、当番でやった方にやってもらう形になりますか。
- 財務課 ただ、随契の範囲ではなくもっと大きい場合は、もちろん入札ということが基本でやっています。
- 委員 随契の場合は基本的に今回のようなスキームでいく形ですか。
- 財務課 そうですね。そのほうが対応が早くということもありますし。
- 委員 あとすみません、平日の場合はどなたが行くのですか。
- 財務課 平日の場合は、まず水道事業所の職員が現場確認に行きまして、手配できる業者さんを当たるという形です。
- 委員 平日は業者さん、あいているところに連絡とってという感じ。
- 財務課 そうです。
- 委員 その後も、土日以外でもあいているところで依頼されたところに、今回みたいな感じであれば随契でやる形になるのですか。
- 財務課 それも範囲の中であればそういうことも考えられるかと思います。
- 委員 どこの業者さんに頼むという基準というのはあるのですか。
- 財務課 平日の場合ですか。
- 委員 平日の場合。

- 財務課 平日だった場合は、登録されている業者さんの中からとりあえず当たっていくという感じですか。
- 委員 そこは何か基準というのがあるわけではないと。
- 財務課 その日に業務が入ってどうしても来れない業者さんもいらっしゃるかと思いますし、その日に対応できる業者さんを探すという形が最初にあるかと思います。
- 委員 そこは基準というよりも、名簿的にあいている業者さんを探すという形になると。
- 財務課 そうです。
- 委員長 関連ですけれども、漏水があった場合の対応については、資料を見ますと松水会というのですか。
- 財務課 はい。
- 委員長 松水会の水道事業者が対応するということになっているのですけれども、これは町のほうで通年管理で契約があったのを当然知っているわけでしょう。
- 財務課 それについては、水道事業所が把握しているんですが……。
- 財務課 私、3月まで水道にいたのですが、4月に松水会と契約行為をしているかということですね。
- 委員長 ですね。恐らく年間、何かあった場合に対応するということで、そういう契約を結んでいるわけですね、これとは別に。
- 財務課 ええ。委託契約というか、そういう契約をお願いして、先ほどうちの班長が言ったように土日の休日当番とか、あと平日の緊急時であれば、〇〇が言ったようにあいている業者を探すということでやっていて、松水会としては4月の当初に町と契約というか。
- 委員長 結んでいるわけですね。
- ちなみに町内の業者、松水会が何業者ぐらいで、その委託費は通年から見てどのぐらいかわかりますか。
- 財務課 6者だと思うのですが、1者が休業状態で、実際は5者ですね。
- 委員長 契約額はどのぐらいですか、通年だと。
- 財務課 契約といっても、本当に報償、気持ちぐらいで30万とかということで。
- 委員長 一応それでも年間契約を結んで。
- 財務課 年間というか、休日の当番とかそちらを含めて契約というか、お願いしているという報償的な。

先ほど私6者と言ったのですが、5者ですね。5者で、1者が休業状態で、実際すぐ活動と

いうか動けるのが4者。

○委員長 そうすると、例えば応急処置した経費については別途になるのですか。

○財務課 上水道であれば、あくまで応急修繕した分は別途お支払いをして、先ほど〇〇が言ったように仮設とかで一回とめて、あと金額が大きくなれば入札や随契といった設計書を含めての発注行為ということで、あと少額ということで、すぐ直せるのであればそちらのほうに、〇〇が言ったように随契みたいな感じでということで水道事業所では行っていました。

○委員長 当初の応急修繕工事というのはお幾らかかったのですか。

○財務課 当初は28万です。

○委員長 考え方としては、最初からこれではおさまらない可能性があるということを町としても、あるいは業者としてもそのような状況だということを両者が合意した上で応急処理をやったということですか。

○財務課 そうですね。

○委員長 だから後ほどということで発生したと。

○財務課 直す前提で応急的な対応をとりあえずしてもらったという感じです。

○委員長 なるほど。ということです。

○財務課 本復旧は後でやるとしても、今は応急的な対応ということで。

○委員 今のシステムの事をお聞きしてちょっと疑問というか、結局そうすると業者さん、町のほうで好きなところを選んで、その後、随契まで含めて契約させることがシステム的にはできなくはないと思うのですけれども、金額的に大変ならあれですけれども、逆に、頼むほうがなかなか見つからないという形もあるかもしれません。逆にここだけ優先してというふうにもシステム的にはできなくもないと。順番がついているわけでもないですねというところはちょっと思った。当番のときはその日に担当で、それはそれで偶然の要素なので、そこはと思うのですけれども、平日だと、とりあえず探すというところが、見つからないから探すというのを逆に考えると、そこだけピンポイントで選べるということもシステム的にできなくないのかなと思っちゃったもので、何かそのあたりは。

○財務課 それは水道事業所で選んでいるので、私たち直接、松水会さんとやりとりしているわけじゃないのでわかりませんが、あとは現場の場所とかにもよると思いますし。

○委員 近い業者さんに基本的をお願いしているのですか。

○財務課 基本的には多分そうですね。現場に近い場所が一番最初に当たると思います。

○委員長 というか、4者、5者だと、逆にやってくれるところを探すほうが、少額の面倒くさ

そうなの、それも急を要するところをやってくれる業者がどうなのかという。

○財務課 予定されていたわけでもなくて、漏水なので急な話ですし。

○委員長 ですよね。

○委員 だから、そこは表裏一体というか、基本的にはこういう系統を探すのは大変だなとは思っているのです。ただ、これを逆に考えると、選べるようにできなくはないのというあたり、事実上は今回「探すのは大変ですよ」はわかるのですが、システムのなところで考えていることは何かあるかなという疑問なだけですけれども。

○財務課 どうでしょう。そういう方法があるのか。いい方法があれば教えていただければと。

○委員 緊急とか応急とか、緊急性の高いものはもう随契でしょうがないと。制度的には130万円で、130万円以下のは少額入札ということで随意契約できると。けれども、緊急性が低いものであれば2者以上から見積もりをとって契約手続に入るという話ですから、結局、緊急性があるかないかではないかと思うのですね。時間的に余裕があるのであれば、少額であっても複数から見積もりをとる、時間的に余裕があって130万円以上であれば入札にかけると、そういう整理になるのではないかと思いますけれども。

○委員 そもそも最初の業者さんをどこにするかというところの、町のほうで例えば、探すという名目ではあるのですけれども、逆に、探すという名目でピンポイントでここだけというふうにはできなくもないかなという疑問だけあったけれども、その後の随契をどうするかということは今のお話で多分いいと思うのですけれども、そもそも随契がセットになる可能性があるとなると、結構、業者さんを選んで、ここだけうまくというふうにはできなくもないのかなという率直な疑問だけですけれども、システム的な話。

○委員 だから最初の問題が発覚したときの漏水のぐあい、やっぱり漏水はもう流れちゃっているわけですから、これは緊急だと思ったら緊急対応なのではないですかね。そこから複数の業者らに見積もりをとるみたいなことができるかどうかという話になる。

○委員 そうですね。緊急の業者さんをどこにするかというところのシステムの問題ということですか。

○委員 緊急の場合は、基本、一番近いところが対応しますから。

○財務課 私、昨年まで水道にいて、ちょっと別の話になるかもしれませんがけれども、本管の漏水とかも多々あったわけなのです。ただ、町内業者も町の中だけで仕事をしているわけではなくて結構町外に出て下請とかやっているもので、1者、この業者、この業者というのは非常に探しづらくて、平日は、土日もそうですが、電話かけまくるしかないですね。そういったこと

があって、極端な言い方をしますと、A者から2人、B者から2人と、そういう漏水の修繕的なこともやった経験がございまして、実情的にはA者、B者ということではなくて町の町内業者全体でやっていただくということで、ルール化というのは非常に厳しいのかなということで経験上の話をさせていただきました。

○委員長 ですから、そういった経緯もちゃんとペーパーに、もしこれについても何かあったとすれば、その業者を選んだ経緯、そういったものも記しておくといいのかなと思いますね。緊急性とか、あとそれから置かれた事情、特殊な事情ですね。要は金額が130万以下だから何でもいいんだ、理由なんか要らないんだではなくて、そのように指名といいますか、指定して工事をしてもらった合理的な理由をちゃんと書いていただければなというところだと思います。

あと、よろしいでしょうか。では、ありがとうございました。

○財務課 ありがとうございました。

(2) 学29工第064号 松島第二小学校体育館舞台装置改修工事

○委員長 2番目の第二小学校体育館舞台装置改修工事、これについては随意契約ということで、随契とした理由を中心にまず説明お願いいたします。

○教育課 審議事案の説明をさせていただきます。

事業名が、学29工第064号松島第二小学校体育館舞台装置改修工事。事業の概要としては、松島第二小学校の屋体舞台装置の改修、既設の大型カーテンレールの取り外し処分、そしてあと大型アルミレールの取り付け、14メートルになります。

随意契約の理由としては、まず1件130万円未満の工事、随意契約の範囲内であることだったことと、体育館は授業や行事等の使用頻度が高く、迅速かつ安全対策に留意した施工、要するに現場がわかっている業者に施工させるということで、過去に松島第二小学校体育館の修繕等の実績がありまして、現場のほうを熟知している〇〇〇〇、こちら、そして業務のほうは複数の職種、建具、大工、電気のほうを挟んでおりまして、〇〇〇〇が町内で唯一それらを含めて施工できる業者ということで、こちらと1者随意契約という形で業務を実施いたしました。

○委員長 皆さん、何か質問等はありませんか。

○委員 〇〇〇〇というのは組合法に基づく組合ですか。構成メンバーの業者さんは聞いたのですけれども、要するに法に基づくちゃんとした組織なのかどうかということなのですけれども。

○事務局 そういうのではないです。

- 委員 そういうのではない。ただ、こういう請負工事するときの共同企業体として任意の業者さんが組んでいると。
- 事務局 そうです。それでうちの入札参加資格登録に登録していただいている。
- 委員 企業体として登録していると。
- 事務局 しています。組合として。（「経常JV」の声あり）
- 委員 経常JVですか。それは特に任意の組織でも問題ないわけですね、企業体として登録するには。
- 事務局 そうですね。
- 委員 契約とかは〇〇〇〇と判子を突いてやるわけですね。
- 事務局 ただ、例えば建築とか建設みたいに点数は持っていないので、そういう工事はしないです。指名とかもしないです。参加もできないです。何点以上の評定を持っていてとか、そういう工事はできません。
- 委員 そうすると、随契でしか仕事ができないと。
- 事務局 そうです。
- 委員 お話を聞いて、いろいろな職種の人がいないと工事ができないというのはよくわかったのですが、それにしても本当にここしかできないのかなという素朴な疑問なのです。こういう工事というのは、どこでもあるでしょうけれども、電気屋さんとか大工さんとかいろいろな人が皆そろっているのは松島ではこの〇〇〇〇しかないということで、そうなのでしょうけれども、本当にここしかできないのかなと思っちゃったのですけれども、詳しいことはわかりませんが、どうなのかなということです。
- 教育課 発注時期も年度末に近いということで、ちょうど学校の体育館ということもありまして卒業式も間近だったと。発注をもう少し早くすればよかったのですけれども、2月の施工で期間が短いということで、以前にこのステージの改修工事をした経験もある〇〇〇〇、現場も熟知しているということで、複数の中小企業が合同でやっているこちらの〇〇〇〇のほうにお願いすれば短期間でやっていただけるかなということで1者随契でやらせていただきました。
- 委員 結構ほかに実績あるのですか、ここの組合さんがやっている。
- 教育課 そうです。うちのほうもたまに軽微な部分に関してはお願いしていると思います。
- 委員長 事業協同組合というのをちゃんと中小企業組合法に基づいて設置して、あとは公正委員会、それぞれ分配方法とか、そういったことも中で自治が適正に行われているという。一応管理といいますか、監視するという、恐らくこのJVの中で誰も監視する人がいないと。

だから中で、その組合長なのか誰かわかりませんが、誰かが特定の事業者にも丸投げと
いいますか、だからやりやすいと言えばやりやすいのでしょうけれども、逆に言うと、そうい
う意味ではプチ談合を公に行っている可能性、そういった懸念がちょっと拭き切れないのがあ
るなというふうに思います。

だから形式的に、要は、町に1つしかない事業者にしてしまえばそこを受けるしかないんだ
からという、ごみ処理なんかもそのような印象がありますけれども、もともとは別の業者があ
ったのに、それが協同組合、組合で受け皿を一つにしてしまったというのですね。となると、
あとは適正な金額で発注できるかという、受注させられるかという別な観点から一つの工夫が
必要なのかなというふうに思います。

あと何か。

○委員 直接この工事の話というわけではないのですが、発注事業一覧表を拝見します
と、33番から36番にかけて教育課さんの発注している工事、本件は随意契約なのではな
いけれども、それ以外は指名競争入札が3件になっていて、条件付き一般競争入札が一件もな
いのですが、条件付き一般競争入札に対して消極的になっている理由というのは何かあるの
ですか。

○教育課 いや、特に消極的とかというそういうあれは自覚はなかったのですけれども。

○委員 金額的には183万と214万9,000円と69万1,000円です。69万1,
000円は少額なので指名競争というのもいいのですけれども、214万9,000円と18
3万6,000円は、普通の感覚だと一般競争入札かなという金額だと思うのですけれども。

○教育課 今、担当の方に言ったように消極的な部分ということはもちろんないのですけれども、
事業の発注時期のタイミングとかそういう部分で、指名のほうでやらせていただいたのかなと
いうことでございます。

○委員 基本的に指名にするのか一般競争入札にするのかという判断基準は、必ずしも金額で
はないですね。

○教育課 それはそうです。

○委員 地方自治法の施行規則だと、一般的には指名競争入札が使えるのは、競争者がそもそ
も少ない、それから一般競争にするのが不利である、一般競争が適さない場合、3つの条件が
上がっていて、個々の案件を考えた結果、一般競争に適さないとか不利だとか、そういうこと
で指名競争にしていると思うのですけれども、何か積み上げていったときに、原則は一般競争
入札なのか指名競争入札なのか、わからなくなるときがありますので、教育課さんなりあるい

は松島町なりで、入札のあり方として原則は一般競争入札で、特殊な事例のときに指名競争を使うと。少額工事のときには随契も使うと、そういう位置づけなのか、どうなのかというのは一般的な姿勢として確認していただきたいなと思います。

○事務局 町としましては、あくまでも一般競争入札が優先です。それは今までと変わらない。

○委員 そうなのですね。だから宮城県発注工事で、最近大崎で測量談合で課徴金命令とか出ましたけれども、宮城県も建前としては一般競争入札でやります、原則は全県一般競争入札ですと言っているわけですがけれども、結果的に今回談合で明らかになったように実は指名競争入札がたくさんあったと。原則は一般競争ですと言いながら、実は指名競争入札がたくさんあって、何でこんなに指名競争入札があるのですかと質問するといろいろ答えるわけですがけれども、でも、何かそれは原則はどのようなのですかという、そういうやりとりが結構これまでもあったのですね。ですから、それぞれの部署なり松島町さんなりで、実際の指名の運用の中でどうなのかなというのは意識していただきたいなと思います。

○委員長 あと何かございますか。

○委員 すみません、工事内訳書、町の設計書がついているのですけれども、本体取付施工とか、既設レール取り外しとかの見積もりをとっているのですけれども、この見積もりはどこからとったのでしょうか。その8掛けをして設計を組んでいるのですけれども、見積もりというのは。余り普通の設計の基準のやつでこういう単価をなかなか出せないの見積もりとったと思うのですけれども、ちなみにこれはどこからとった見積もりでしょうか。

○教育課 すみません、参考に見積もりをとった資料が、この入札監視委員会に対応するに当たりまして資料を集めていたのですけれども、その部分が資料のツールが見つからないということで、今、確認はとれないです。大変申しわけございません。

○委員 単価にないやつで、結局地元で1者というか、〇〇〇〇しかないという中で、そういう設計額を決める際に誰に聞いたらいいかという基準がなければ結構難しい作業だと思うのですよ。だから結局、〇〇〇〇に聞いて、そこにやっちゃえば金額がイコールになるし、そこでいいのかという話もあると思うのですけれども、こちらにどういうふうにして既存の資料にならない場合の設計の積み上げをしたのかなと思ったものですから。

○委員長 こちら、要は130万円未満だから何でもいいんだと、どうしてもそういうふうになって流れてしまうので、確かに手間暇かけては逆にいけないけれども、やはりちゃんと業者のほうを選んだ正当性なり金額の妥当性というものは説明できるようにしておかなければいけないということだと思います。今後もそのような観点から対応していただければと思います。

あと何かございますか。

○委員 今のお話ですが、見積価格×0.8と書かれているこの0.8というのは何か基準があるのですか。

○教育課 基準ではなくて、きっと慣例的に、結局、自分のところで積み上げられないものを理解して見積もり金額をそのまま使わなければ8掛けにして使用しているという。

○委員 全部が8掛けですか。そういうわけでもなくて、この件だけ8掛け。

○教育課 基本的にカタログ等で確認できるものに対してはこの金額を使用しているのですが、確認できなかった部分については8掛けという形で今回はやらせていただいています。

○委員 一般的に8掛けというわけではなくて、これは8掛けという感じですか。そこちょっと、こういう場合は大体どの契約も8掛けでやっていますという話なのか、それともこの契約はとりあえずこの状況を鑑みて8掛けにしましたという話なのか、どちらなのかという話だったのですが、金額が合計128万9,520円で、130万ぎりぎりなので、8掛けでなく9掛けにしたら超しちゃったりとかいろいろあるので、そこがどういうシステムになっているのか気になったので、随契にするために8掛けにすれば何とかなったのかな、そういうふうに見えなくもなかったものですから、ちょっとぎりぎりだったもので、そのあたりどうだったのかお聞きしたかったです。

○教育課 基本的にこちらで積算できなかった部分については慣例的に80%、8割の形で。特にそれが7割とか9割とかで使うことは余り。

○委員 ない。

○教育課 はい。

○委員 わかりました。

○委員長 あと何かございますか。よろしいですか。

どうもありがとうございました。

(3) 建28工第042号 銭神漁港防潮堤整備その2工事

○建設課 建設課です。よろしくお願いいたします。

○委員長 3番目、銭神漁港防潮堤整備、これについて不落随契ということで、金額も4,100万ということで高かったのですが、不落随契となった理由、それから変更契約もあるようですので、その辺の内容等についてを中心に説明していただければと思います。よろしくお願いいたします。

○建設課 よろしくお願ひいたします。

お手元の3番、説明書をごらんください。

事業概要。事業名、建28工第042号銭神漁港防潮堤整備その2工事。事業箇所は、宮城郡松島町手樽字銭神地内になります。

資格要件ですけれども、宮城県内に本店または工事請負契約について本店から受任された支店もしくは営業所を有している者であること。平成29年10月31日現在、建設業法27条の23第1項に規定する経営審査結果通知書の土木一式工事総合評価値が600点以上の者であること。過去5年（平成24年度から28年度）に、国または地方公共団体の発注した同種工事を元請として完成した実績を有する者であること。このような参加条件で入札を行いました。

契約金額についてですが、設計金額4,252万680円、落札価格4,158万円、落札率は97%となっております。

契約相手方は〇〇〇〇となっております。

計画平面図にありますように、銭神漁港を取り巻く防潮堤整備変更、95メートルを施工した形となっております。

では、今回の抽出理由、1者入札になったこと、そして変更理由内容について確認ということでしたので、ご説明申し上げます。

まず、1者入札の理由についてですけれども、この1年前、平成28年11月10日に第1回目告示を実施いたしました。ですが、そのときは応募者がいなかった案件ということで、その当時やっておりました銭神防潮堤整備工事、〇〇〇〇さんがやっておりましたが、そちらの状況を確認した上で2回目の案件をいたしました。

ちなみに、1回目不調になった案件の入札では、800点以上で同種工事の実績を充てておりましたが、2回目で600点ということで門戸を広げた結果、何とか1者の入札をいただいたという形となっております。

続きまして、設計変更の理由につきましてですが、お手元の変更理由書にありますように3件載せております。

1、本体工・作業土工についてですが、防潮堤を施工するに当たり掘削範囲を見直した結果、町道部の土質改良及び路盤の整地が不要となったとあります。先ほど申しました建27工第086号銭神防潮堤整備工事で先行して地盤改良工を実施したために、今回のその2工事からは設計内容から削除したというのが実際になります。入札時点では〇〇〇〇の施工範囲について

は確定していなかったため、施工範囲を変更いたしました。

上層路盤工につきましては、防潮堤工事隣接道路との路盤埋め戻しを実施するつもりでしたが、隣接する手樽富山駅線の道路工事で実施することとなったため、こちらも設計内容からは削除いたしました。

次、2番の仮設費になりますが、交通誘導員が80名から10名に大幅に減ったのですけれども、当初、片側交互通行で工事をする形になっておりましたが、現場精査の結果、路肩部が十分な余裕幅があったため片側通行をする必要がないということで、仮設費及び交通誘導員の数も大幅に安くなった形になります。

3点目の変更点ですが、防潮堤の脇に通路を造成する必要が生じました。そのために仮設の通路工、これは下層路盤だけですけれども、路盤材を敷き詰める形で290平米、施工したということで変更理由になっております。

以上3点の結果、減額の設計変更を行って工事を実施したという流れになります。

以上になります。

○委員長 ありがとうございます。

何か質問等は。

○委員 すみません、設計理由2つ目の仮設費で、片側通行の必要がなくなったということで、後で確認したら十分な幅があったというのは、最初の段階ではそれがわからなかったということですか。

○建設課 そうですね。現場精査の結果、やはり既設の古い防潮堤の部分がありまして、その防潮堤と今度新規で建てる防潮堤の間が地盤的に安定しているエリアでしたので、掘削範囲を45度しっかりとらなくても、古い防潮堤で土どめとなっているということがわかりましたので、当初の設計でははっきりわからなかったのですが、工事を進めるに当たって路肩規制で可能だという判断に至りました。

○委員 わかりました。

○委員長 経審の点数800点から600点に2回目にされたと。（「はい」の声あり）いいのですか。要は逆に800点、まず最初800点が必要だけど次600点でいいのかどうか。

○建設課 初めの800点につきましては町のほうの基準がありまして、金額で点数が決まっています。そちらでいくと800点というふうになっています。

今回600点にしたというのは、前回800点で公募したのですけれども、応募がなかったということで範囲を広げましょうというふうを考えて、600点でいいのかという話ですが、

今回の工事の内容につきましては漁港の防潮堤とあります。実際、陸地の平らなところでは、そちらのほうにコンクリート造りの防潮堤、コンクリート構造物をつくるという単純な工事になりますので、総合評点600点でも可能ということで考えまして、点数を200点ほど下ろさせてもらっています。それで公募を行って1者になったということです。

○委員長 ちょっと僕が想像すると、当初近隣の工事が当然ですが、どこまで工事をやるかとか、いろいろ流動的なところがあって、1回目のときに想定したよりは2回目の応札が、1年後の工事は比較的余り難しくない。そういうことで済んで、かつ発注金額もちょっと下がったというような感じでしょうか。

○建設課 そうなります。

○委員長 何かご質問ありますか。

○委員 すみません、1点、残存化粧型枠って何ですか。

○建設課 残存化粧型枠というのは、松島というか、沿岸の特有なのですが、特別名勝松島ということで文化庁の許可が要ります。通常のほかの地域であればそのまま型枠をつけて平らな面になるのですが、ある一定、景観に配慮しなさいということで、石調のもので、残存というのは初めからコンクリート製の型枠の前面に石の化粧が。

○委員 擬木じゃなく擬石みたいな。

○建設課 擬石がされているもの、それを一番外側にセットしてその中にコンクリートを流し込むという。

○委員 それを残存化粧型枠というのですね。

○建設課 そうです、残存型枠という、初めから。

○建設課 型枠というイメージでいきますと、型枠を組んでコンクリートを打設して、型枠を脱型するという形でコンクリート構造物ができるのですが、残存化粧型枠というのは型枠のコンクリート製品ができ上がっているという感じで、その中に積み上げて、中にコンクリートを打設してそのまま終わりという形になります。

○委員 埋め殺しの型枠ということですか。

○建設課 そうです、埋め殺しの型枠です。

○委員 あともう1点、工期延長の理由に、隣接する銭神船揚げ場の災害復旧の施工に調整を要するとあるのですが、これを見ますと、これも同じ〇〇〇〇ですね。同じ業者でやっぱり調整が必要だったのですか。

○建設課 どうしても同時には工事ができなかったもので、そちらとの工程の調整がありまして、

やむを得ず工期を延期したものであります。

○委員長 あと何かございますか。よろしいですか。

ありがとうございました。

(4) 建29工第025号 根廻トンネル補修工事

4番目、根廻トンネルの補修工事、条件付き一般競争入札ですね。

○建設課 それでは4の工事ということで、事業名が建29工第025号根廻トンネル補修工事になります。事業場所は宮城郡松島町根廻字蒜沢地内、事業期間が平成29年10月16日から30年3月30日という内容になっていまして、工事の概要につきましては、裏のページに事業概要説明調書をつけさせてもらっております。こちらは町道のトンネルでして、老朽化していることから、補修工事を今回行ったものになります。

こちらのトンネルは、1890年、明治23年に当時国鉄でつくったレンガトンネルです。つくってからもう100年以上たつもので、点検したところ、入り口のところが全面に亀裂が入っていたり、中のほうでモルタルが欠けていたりしたもので、今回補修工事を実施いたしました。

今回、入札の要件につきましては、宮城県内に本店または工事請負契約について本店から受任された支店もしくは営業所を有している者であること。あと平成29年8月31日、こちらで土木一式工事で総合評点が400点以上である者であること、そして過去10年（平成19年から平成28年度まで）において、国、地方公共団体または鉄道会社が発注したトンネル補修工事または類似工事を竣工した実績を有する者であることということで募ったところであります。結果として1者の応募がありました。

予定価格につきましては2,818万440円、落札価格につきましては2,808万円ということで、落札率が99%に至っているところであります。

こちらの調書につけさせてもらっている入札会以外に、これの前段として一回入札を行って不落になっております。そちらのときも同じような条件で9月14日に行った結果、1者の応募、があったのですが、2回入札で落札に至らず不落随契ということで、随意契約、見積入札も行ったのですが、そのときには8万3,000円の差で不落ということで不調になりました。なので、その後、設計のほうも少し見直しをしまして、今回入札に挑んだ結果、同じく〇〇〇〇のほうで応募がありまして、今回は第1回入札会のほうで税抜き2,600万、税込み2,880万で落札になったところであります。

高落札率につながった例といたしましては、今の補修工事、事業の背景がありまして、笹子トンネルの事故以来、橋梁だったりトンネルの点検等が市町村、自治体のほうで多く来ているところでもあります。結果として補修必要な箇所が見つかっておりまして、年間、宮城県内もそうですけども、全国的に補修工事が多いと。どうしてもその中でなるべく利潤が多いものとなる部分もあります。規模が大きいものを受注したいということで、入札に関して、大きいものは多いですけども、今回の工事みたいな小規模についてはどうしても数が減ってしまう。

もう一つ、今回のトンネル補修がレンガ造りということで、全国を見てもそんなに多くないという工事なので、そうした中で目地の補修だったりというと手間がどうしてもかかります。なので、工事のほうはどうしても下げられないということで高落札率にもつながったというふうに見ています。

説明は以上になります。

○委員長 こういったトンネル工事について、ほかのそれと近い工事についてもなかなか業者さんが入札に応じてくれないという状況なのでしょうか。

○建設課 補修、松島がここ数年で出した例でいくと、橋でも丸1年間何回もやってやっと決まったというのもありますし、この前の年にもトンネルがありましたけれども、それも1回では決まらなくて、なおかつ、やはり応募している業者さんというのが1者とか2者になっている傾向が多くあります。

○委員長 ですから、山形で、宮城県以外の業者さんがやっとなというふうな印象でしょうかね。

○建設課 はい。

○委員長 あと何か質問ございますか。はい、どうぞ。

○委員 まず工事の前の話なのでですけども、根廻トンネル、1890年代というかなり昔につくられた、土木関係者からすると土木遺産にしたいくなるようなトンネルです。それに対しての補修ということで、昔のような状況のものに修理する感じなのか。今回いろいろな劣化が起こって、また違うものに、補強とかそういう形でやるような感じなのかというところでの松島としての維持管理の仕方で、現状……

○建設課 確かに土木関係者さんから見れば遺産的なレベルではあるのですけれども、町道としての維持と今後の維持管理という点では、そんなに「保存しましょう」というレベルのものではなくて、基本的には欠けている部分に関してはモルタルで……

○委員 入れるという感じですね。

○建設課 入れて。あとただ、通常、断面補修した場合に全面にシートを貼るのですが、それは

なるべく透明なもので、その下地のレンガが見えるようにはしたいなということで、そういった部分は配慮していると。

あとレンガの部分、入り口の笠石と言われる部分に関しては、上のほうを見てみると当時のレンガが残っていたので、表側はできる限りそれを使わせてもらって、裏側はコンクリートで補修してという形で、少しはそのあたり当時の形が残るようにさせてもらっている状況です。

○建設課 基本的には今のレンガ造りの形をできる限り残したいということで施工しましたので、まるきりレンガが見えなくなる繊維シートとかそういったものは余り使わないようにして、レンガが見えるような透明な樹脂系のものでカバーしようと思ったのですけれども、実際現場でやりましたらちょっと色がついてしまったという形です。

○委員 今後あのトンネルを松島としてどういうふうな価値観を持たせていくのかなというところも含めてですが、話すところに話す結構、「ちゃんと残しましょう」みたいな形で、お金も出してくれるのではないかなという気もするのです、歴史的なものなので。ただ、そういうお金をかけるよりは、本当に新しいものをつくってしまうという考え方も確かにあります。

これだけの年代のものなので、後で見に行こうかなと思ったのですけれども、どうなっているか。

○委員 これはインターのところから左に入って、品井沼駅に抜けるところですね。

○建設課 そうです。今の東北本線の前の線路上にあります。

○委員 確かに昔からずっと。これは直すだけで大丈夫なのですか。

○建設課 実際調査してみると、その当時というか、レンガは強いというか、JRさんも結構残っているのですけれども、震災では、笠石ぐらいで大きな傷みはほぼないような状況。ただ、入り口部分の前面に関してはどうしても水が入ったりして、一部割れている部分もあったので、そこは補修させてもらったところです。

○委員 例えば設計内訳書の中で、劣化した部分は多分はつり落としだと思えるのですけれども、はつり落とし工ということで、 $t = 2\text{ cm}$ というふうな書き方をされていて、2センチの深さまで削れば大丈夫という設計になっているのですけれども、そこら辺の2センチはどういうところから持ってきた値なのかなというのをちょっと。

○建設課 設計の段階ではつりとありますが、レンガそのものは永久的な構造のものなので、ではなくて、あとモルタル部分のはつりというということで、あとのはつり落としの部分でいくと、その当時のばい煙というか。

○委員 天井のですね。

- 建設課 天井の部分が、これを工事する前に現地で調査設計をさせてもらったときに、一応削ってみるとそのくらいの厚みは堆積しているということで、その厚みを平均的に見て2センチということで今回設計させてもらっています。
- 委員長 あと何かございますか。
- 委員 すみません、工期延長するのに交通規制、全面通行止めの周知に時間を要するというふうになっているのですけれども、何か事情があったのですか。
- 建設課 こちらは町の北部、品井沼駅周辺に結構密集しているところと、町の中心の高城とかを結ぶ幹線の町道でして、そこを通行止めすると県道とか国道を大きく迂回するのに10分ぐらい違うのですね。やはり地元の区長さんとかに相談させてもらって、通行止めはやむなしと思っていたのですけれども、長期に及ぶので周知期間を長くとってほしいと。
- 委員 工事が始まってからそういう要望が出されたということでしょうか。
- 建設課 はい。なので、やむを得ず工期のほうは延期させてもらったところです。
- 委員長 よろしいですか。ありがとうございます。

(5) 建29工第067号 町道手樽・富山駅線避難道路附帯工事

次も同じですね。5番目は。

- 建設課 では5番になります。事業名が建29工第067号町道手樽・富山駅線避難道路附帯工事。事業箇所は、宮城郡松島町手樽字新田地内になります。

この工事は松島の沿岸、手樽地区にあります町道手樽・富山駅線、こちらのほうに埋設している管が漏水したことに伴う補修工事になります。こちらには、松島フットボールセンターからの配水ポンプからの海まで抜けている管渠があります。震災の復旧・復興工事で一部切り回した箇所がちょうど交差点の中、その部分で漏水があるということで住民からの通報がありまして発覚しました。そちらのほう、交差点の中で、通常はずっと水が出っ放しではないのですが、ポンプが回ってしまうと、舗装含め一帯のところから水が来るということで補修工事を実施したところになります。

通常、随契に至った理由としては、早急に補修工事を実施するために、表のほうにも随意契約の理由として書かせてもらっていますが、本件は町道手樽及び富山駅線において漏水した埋設配水管の補修工事を実施するものであります。漏水箇所が町道であるため復旧を緊急に要することから、今回につきましては随契として、土木一式工事に登録されている者で、町内に本店及び営業所がある者のうち本工事施工に十分な能力を有していることということで5者を選

定し随意契約といたしました。

こちらにあります施工能力につきましては、今回漏水した管渠が塩ビ管で、なおかつ配水ポンプの圧力管ということなので、上水道のほうの工事を主になりわいにしている町内にあります5者を選定し、随意契約といたしました。

開札が平成30年3月15日ということで、5者のうち1者、今回の〇〇〇〇が、設計予定価格が税抜きで120万2,000円に対して120万ということで、落札率が99%で落札しております。

以上で説明を終わります。

○委員長 随契とはなっているけれども、5者ですか、入札という形でとったということですね。

泉田さん、質問等。

○委員 5者随契ですけれども、施工能力を有している会社というのは5者しかなかったということですか。

○建設課 他市町まで行けばあるかもしれないですけれども、緊急にという中で、やはり圧力管、塩ビ管、なおかつ継手関係が水道関係のものと同じような形だったので、それに長けているような業者さんということを見ると、町に登録しているということで5者全者を今回。

○委員 全者を指名して随契したということですね。

○建設課 土木業者さんだと、どちらかというところそういったものに慣れてないというのがありましたので。

○委員 これ、緊急性を要するから随契ということにしたのですよね。

○建設課 そうですね。

○委員 130万だと、これは後で変更契約して160万に増額になっています。だから緊急性を要するために随契にしたということでもいいわけですね。

○建設課 はい。指名というのも考えていたのですけれども、指名のタイミングというのも、入札会のタイミングも3月なので、なかったということもありますので、随意契約ということでやっております。

○委員 逆に、この見積依頼をずっと見ますと、3月14日に通知を出して、3月15日まで見積書を出せとあるのですけれども、業者さんはそれで対応してくれるものですか。

○建設課 対応してくれました。

○委員 内訳書も皆。

○建設課 内訳書は……

- 委員 後で出すのですか。
- 建設課 いや、作りました。
- 委員 業者さんから、それも一緒にもらうわけですね。
- 建設課 それは、どうしても間に合わない場合は後からもらったりはしていますけれども、も
らっています。
- 委員 それで金額は次の日にちゃんと出してもらおうと。
- 建設課 はい。
- 委員 ただ、落札率で見ると、99でかなりぎりぎりかなという感じで初めは見ていたので
すけれども、5者の入札結果を見るとほかのところはもっと高いですね。（「はい」の声あ
り）ですから、もともとの予定価格というのが逆に低過ぎたのかなと勝手に思ったのですけれ
ども。
- 建設課 一応設計に当たっては、公共土木だったり水道事業所の歩掛かりをもとにして組んだ
ところ。ただ、若干緊急性があるので、経費的には通常の経費を使っているもので、それに対し
てやはり短期でやるということで、より一層、経費はかかるけれども、実際そこまではうちの
中で見切れなかったというのがあります。
- 委員 逆に業者さんが、このぐらいだったらやってもいいという感じだったのですか。
- 建設課 まあ、そこだったら何とかやってもいいのかなというふうに考えたのかと思います。
- 委員 すみません、役場の工事費の設計書と業者さんの内訳書を見ると、金額的に99%と
あり、内容もほとんど額がかなり近いのです。恐らく歩掛かり等を全部決めて示しているので、
単価を入れれば同じような金額になると思うのですけれども、そういうことで役場の設計し
たものと業者さんのものが大体ぴったり合ったという解釈なのですかね。
- 建設課 そうですね。歩掛かりも単価も一応公表はほぼされているものなので。
- 委員 それでやれば同じような結果になりますね。
- 建設課 そうですね。
- 委員 この5者というのは先ほど水道で出た5者。1番と同じですか。
- 事務局 5者というのは、松水会に入っているメンバーが1者入っていないところもあるので
す。別な業者が、先ほど私ご説明した業者に松水会が入っているのですが、休業状態というか、
この5者とイコールではないということです。
- 委員 すみません、あともう1点。これ最初の施工のときには年度内、完成が3月31日予
定で当然やったと思うのですけれども、契約書を見ると、契約の段階で既に4月27日までに

繰り越しになっているのですけれども、これは別に問題ないのでしょうか。

○建設課 一応手続をとっていた予算の中から捻出をしたので。

○委員 そうなのですか。最初から繰り越しをしていいと。

○建設課 予算的にはそんな形で。

○建設課 議会のほうで承認もらってからこの契約という形だったので、そのまま繰越承認、その部分もらっていたので。

○委員 そうですか。最初、通知のときにはそれまだなかったけれども、議会承認もらったので、契約書にもう既に4月にできたということですか。（「はい」の声あり）わかりました。

○委員長 あとは何かございますか。よろしいですか。

工事請負契約はこれで終了ですね。

○建設課 ありがとうございます。

○事務局 ここで工事は終わりにになりましたので、一旦休憩に入りたいと思います。

(休憩)

(6) 建29委第211号 町道根廻・磯崎線避難道路高城こ線橋新設工事
建物等事前調査業務委託

○事務局 それでは、時間が来ましたので。

○建設課 建設です。よろしくお願いいたします。

○委員長 業務委託のほうで、1番目が町道根廻・磯崎線避難道路高城こ線橋新設工事建物等事前調査業務委託、これについては60%低入になったということで、状況としては条件付一般競争入札ということで、主に低入となった理由といたしますか、そういったものを中心にご説明をお願いします。

○建設課 それでは、事業名、建29委第211号町道根廻・磯崎線避難道路高城こ線橋新設工事建物等事前調査業務委託になります。

施工場所が、宮城郡松島町磯崎字夕陽が丘外地内。事業期間が29年12月25日から30年3月30日までということになります。

事業概要につきましては裏のページをごらんください。

こちらにつきましては、仙石線をまたぐ高城こ線橋というものをJR委託で工事を行っているところですが、そちらに伴う建物の事前調査になります。工事でどうしても振動だったり

出る中で、周辺家屋に影響が懸念されるということで、事前に今の現状を確認するための調査を発注するというので、全部で建物が4棟、あと工作物ということで、その建物に付随します擁壁だったりブロック塀だったり、そういったものの調査を実施する業務になっております。

こちらの参加要件につきましては、宮城県内補償コンサルタント業で、事業損失に登録されている方で、宮城県内に本店または請負契約について本店から受任された支店もしくは営業所を有している者であること。過去5年以内に国または地方公共団体が発注した同種業務を元請として履行した実績を有する者ということで参加を募りまして、7者入札参加に至っております。

入札につきましては平成29年12月21日に行っておりまして、予定価格266万40円に対しまして落札額が162万円になりまして、落札率が60%に至ったところであります。こちらにつきましては7者ということで、競争が働いたものかなと。実際、価格に関しても、こちら積算に関しては用対連、東北地方用地対策連合会というところが歩掛かりを出しているところですが、公表されていますし、あと人件費につきましても国交省、宮城県のほうの公共の単価を使っておりますので、ある一定、金額のほうはわかるのかなと。そういった競争した中で結果として60%になったものと思われまます。

以上で説明を終わります。

○委員長 何か質問ございますか。

○委員 測量関係の仕事というのは、やっぱり今このぐらいといいますか、低入っぽいのが続いているのですか。

○建設課 うち、ほかもですけども、どちらかというと低入が多い。あと場合によっては、こちらは若干特殊な例ですけども、本当に測量設計とか用地の単なる測量というとな本当に失格者が出るような、今そういった状況になっています。

○委員 仕事がないということですね。

○委員 結局、7者全部、基本的には結構ばらつきはありますけれども、245だとすると、7番目のところは大体同じぐらいではありますけれども、これだけばらつきが出るものですかね、一般的な入札なのですけども。

○建設課 やっぱり会社さんの考え方だと思うのですけれども、積算については多分この設計額に近い形で会社さんは見積もっているんだと思います。その中で、自分のところでこのぐらいだったらやれるよと入れてきているので、本当に欲しい会社さんだと安く入れてくると思うのですけれども、とれればいいなと思っている会社さんだと、このぐらいでとれればというイメ

ージで高く入れてくるとは思っておりました。

○委員 それがこの差になるということですか。

○建設課 はい、差になるのかなというふうに思います。

○委員長 他にありませんか。

設計事務所が相変わらず厳しい状況なので、低い落札率になるのでしょうか。

よろしいでしょうか。では、ありがとうございました。

○建設課 ありがとうございました。

(7) 福30委第008号 宮城東部地域生活支援拠点等事業業務委託

○委員長 2番目については、これは1者随契で落札率100%ということで、1者随契となった理由についてを中心にご説明をお願いいたします。

○町民福祉課 それでは、宮城東部地域生活支援拠点等事業業務委託についてご説明いたします。

資料2枚目の事業概要説明調書の右上の事業概要、(1)、(2)の事業でございますが、こちらは、在宅で暮らす障害者・障害児とその家族が住みなれた地域で安心して暮らしていけるよう、家族等が緊急かつやむを得ない事情等により一時的に不在になる場合などについて相談及び緊急支援を行うものであります。

(3)の事業につきましては、障害者の困り事を解決する地域の相談支援事業所等のみでは対応困難となる相談に応じるなど、2市3町における相談支援及び支援の向上のための取り組みを行うためのものでございます。

(4)の事業につきましては、障害者総合支援法の規定に基づき設置される2市3町から成る宮城東部地域自立支援協議会の業務である圏域内での連携体制の構築、各種事業の遂行等、事務局としての業務を行うものでございます。

以上のことから、2市3町の連携が必要な業務であるため、事業予算につきましても担当者間で協議を重ね、最終的に課長会議等において事業全体の予算額を決定しております。それを人口割、身体・療育・精神手帳割にして各市町ごとに契約をしております。

事業額につきましては、人件費と事業費を実施するに当たっての事務経費となっております。

1者随契の理由等でございますが、先ほど申し上げましたように、事業内容が特殊であるため、高い専門性を持ち、圏域内での連携体制の構築及び各種事業を遂行できる事業所であり、ほかに値する事業所がないため1者随契としたものでございます。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。何か委員の皆様ご質問等。

○委員 随契の理由は納得いたしました。

それで今回の契約金額で、松島町の予算額221万5,000円と、〇〇〇〇さんが出してきた見積もり額221万5,000円と同額なのですけれども、これはつまり松島町の予算額を前もって相手方にはわかる状態になっていたのですか。

○町民福祉課 資料の平成30年度宮城東部地域生活支援等事業予算内訳素案という横書きの小さい数値のものでございます。7ページでございます。7枚目になります。A4の横判でございます。

こちらが2市3町全体の予算額内訳になっておりまして、これを先ほど申し上げた人口割とか障害者の手帳割等で割って予算額としまして、予算額イコール契約額になってしまうということで、全体の予算額につきましても、先ほど申し上げたように、当事者間で何度も協議を重ね、最終的には2市3町の課長等で最終的な予算額を決定しております。

○町民福祉課 業者さんのほうは、この負担割合ということで承知はしていると思います。

○委員 一応その契約手続として、見積もりをとる必要があったので見積もりをとったと、そういうことなのですね。その前のプロセスの中で費用の適切性とかそういうのはチェックしていて、それぞれの町の分担額が決まっていて、業者さんのほうもそれで受け入れていて、それで契約手続として見積もりをその金額で入れてもらったと、そういうことですね。

○町民福祉課 そのとおりでございます。

○委員 はい、わかりました。

○委員 同じような話なのですけれども、順番からいくと最初に2市3町の事業、2,300万の、これも交付金事業と補助金事業の2種類あるようなんですけれども、これがまず最初にあって、国から示されるのかどうかわかりませんが、この金があって、それに合わせてそれを各市町村ごとに案分してやったということですね。そうするとほかの市町村も全部それぞれの分担金分を個別にそれぞれ業者さんと契約しているということですか。

○町民福祉課 そうです。

○委員長 それぞれの各市町村も同じように1者随契なのでしょうか。

○町民福祉課 はい。

○委員長 ということは、どこが選ぶのかわかりませんが、社協かどこか、そこが、こういう仕事があるからそれをするNPOなりあるいは社会福祉法人なりを設立して、そういった仕事に当たっているという現実がまずあるということから、そこに仕事を発注するというようなイメージ

ージでしょうか。

○町民福祉課 そうですね。法律で、地域生活支援拠点を設けなければいけないというふうなことになっておりまして、そこをやれるところが今回はNPOだったのですけれども、そちらのほうにお願いをするような形になって、できるところがないのでというふうなことになるのですけれども。

○委員長 はい、どうぞ。

○委員 先ほどの小さい表の予算の内訳素案で、これはどなたが作成したのですか。

○町民福祉課 こちらは素案をまず業者のほうから持ってきてまして……

○委員 業者が持ってくるのですね。

○町民福祉課 はい。事業内容として、こういう事業を持ってもらいますという仕様書がありますので、その仕様書に基づいて業者のほうで、これぐらいというふうなことになってくるのですが、主に人件費が中心になっております。人件費等につきましては、各市町村の人件費等の金額等を参考にしながら、あとは業者と詰めていくような形ではあります。

○委員 例えば光熱水費ですか、ほかを見ていくと、4月のところは5,100円、5月が1万という感じなのですけれども、中途半端な数字とかいろいろ細かくなっているのですけれども、10月から一律で同じ金額になっているのは何か理由があるのですか。これをつくった時期とか、ほかのところもそうなのですけれども、コピーのところも途中まではリアルな数字で、途中から3万円均一になっているのですけれども。

○町民福祉課 予算要求の時期が松島町は11月ですので、その前に、8月、9月、その辺から打ち合わせを、今年度につきましては年度当初から打ち合わせをしておりますので、その関係で実績でわかる部分は実績で入れてもらって、それ以降は見込みという額で積算しております。

○委員 結局そうやって1年経てばわかりますよね、金額が、実際の。それとは合わせないという感じですか。

○町民福祉課 ○○○○とは昨年29年度から契約しておりまして、本年度が2回目……

○委員 1年やったのですね。

○町民福祉課 そうです。なので、今もんでいる……

○委員 次年度からは生かせるという感じですか。

○町民福祉課 そうです。

○委員長 この事業は何年前から始まったのですか。

○町民福祉課 平成24年からです。

○委員長 はい。震災後から、それをきっかけにしてということでしょうかね。

これ以前は別な事業者さんが担当されていた。

○町民福祉課 はい、県の社会福祉協議会にお願いをしていました。

○委員長 ということですね。ただ、年間で220万ぐらいじゃ、この辺の基準では運営できないわけで、それ以外でどういった活動をされているものなのでしょう、〇〇〇〇さんは。

○委員 2,000万ですね。

○委員 2市3町で2,000万の事業をやっている。

○委員 で、松島の負担だけが200万という。

○委員長 この方、松島町だけじゃなくて全部受けていると。ああ。すみません、ちょっと私勘違い。松島だけやったのかと思いました。

○委員 交付税措置分の事業と補助事業分と2つあるようなのですけれども、事業の中身で違うのです。この額は毎年、国から、人口割か身障者手帳割か何かわかりませんが、それで計算式が決まっているわけじゃないのですか。どうですか。

○町民福祉課 委託をしているこの業務について、国で幾ら出すということで決まっていますので、手帳割とかそういったことでは。

○委員 このぐらいの仕事をしたいというのを2市3町で調整して申請して、それが国から「わかりました」とお金が来るわけですか。

○町民福祉課 国への申請はそれぞれのまちでそれぞれに申請をして。

○委員 でも、やっぱり調整しなくてはならないですね、全体で何ぼにするという。

○町民福祉課 全体の金額は、こちらの全体の金額があって、町の契約が今回は200万ということなので、その200万のうち国の補助の分は、この事業のみ幾らというふうな率がありますので。

○委員 そうすると、〇〇〇〇で年間このぐらいの事業をやれますというのが最初にあって、このぐらいのお金でこのぐらいのことをやりますというのがあって、それをそれぞれの市町村に案分して国に申請して、そのお金が来るという手順ですか。（「はい」の声あり）

ほかの市町村、これは2市3町以外どうやっているのですか。単独でやっているところも当然ある。単独でやっているところもあるのですか。

○町民福祉課 あります。

○委員長 ほかにございますか。

○委員 すみませんもう1点、中身を見たら、緊急駆けつけとか時間外に泊まりをしたりする

のですけれども、そういう実績に基づく精算というのはあるのですか。金額を増やしたり減らしたりということはないのですか。

○町民福祉課 精算はないのですけれども、緊急のときに、〇〇〇〇のほうにお子さんだったり障害者の方を連れていくということで、いつ緊急事態が発生するかわからないので、ベッドを1床確保していただいています。なので、利用しなくても確保代ということで。

○委員 額はそうすると固定になっちゃうわけですね、使うも使わないも。

○町民福祉課 はい。

○委員長 お話をお聞きすると、これは2市3町全体で業者に見積もりなりを。要は共同事業ですよ。単独事業じゃないので、「さも」と言ったらごめんなさい、単独事業であるかのような見積書を出されていたり、無駄というか、そんなものではないはずですよ。もう少し別なやり方があるのではないかなという気がします。ただ、松島町単独ではどうにもなれないことだと思うので、その辺は2市3町全体で考えていく問題かなというふうに思います。

あと何かございますか。よろしいですか。

ありがとうございました。

○町民福祉課 ありがとうございました。

(8) 産29委第235号 松くい虫防除事業(定期伐その2)業務委託

○委員長 3番目が松くい虫ですね。指名競争入札で4者。これは99%で高落札率となったということで、その辺を中心にご説明お願いします。

○産業観光課 よろしく申し上げます。

本業務ですけれども、松くい虫被害木調査によって出てきた伐倒駆除業務であります。

これの基準としては、国庫補助事業でありまして、宮城県森林病虫害防除事業の補助金交付要綱に基づき高所作業、玉掛け作業、チェーンソー作業に精通し、労働安全衛生講習等を修了した技術者を有する町内業者と、林業及び森林施設に関する専門知識を有し、松くい虫被害のメカニズムに精通している松島町を含む森林を管理する〇〇〇〇を加えて5者を指名しておりまして、それで1者辞退によって4者の入札参加という形になっております。

以上です。

○委員長 高落札率となった理由等についてはどのようにお考えになっていきますか。99%。

○産業観光課 こちらのほうは、先ほど言いましたけれども、宮城県森林病虫害防除事業の補助金要綱によって積算基準が決まっていますので、それに基づき単価構成、こちらのほうも積算

して、そして業者のほうもそれに基づいて積算しているということで、やはり価格がほぼ一致しているというふうに思われています。

○委員長 委員の皆様、何か質問等、どうぞ。

○委員 これは毎年やっている事業ですか。

○産業観光課 これは松くいですから、毎年五、六回、こういう形で発注させてもらっています。

○委員 落札業者というのはかなり動きがあるのでしょうか。同じところがずっととっているという感じでしょうか。

○産業観光課 その辺はやはり区域によって変わってくると思います。ただ、やはり業者の方で、要は作業する人がいるかないかによって入札のほうの落札が変わってくるというのもあります。

○委員 5者しかいないので5者指名になるという理由もわかります。その一方で、5者しかいないから逆に業者間ですみ分けとか、順番回してローテーションにするとか、そういうことがあるかないかというのは確認していただきたいなと思います。

○委員長 こういうことは過去の統計といいますか、結果的にどの業者さんがとっているのかという、そういったものを見ると、ある一つの趨勢が見えるかもしれない。かもしれないの世界でしかないのですけれども、となると本当に健全なといいますか、談合とかがない入札が行われているかどうかという。

○委員 関連ですけれども、これは設計・積算者の県なり、あるいはもっと言えば林野庁、おそらく積算基準値も決まっていると思いますけれども、それは業者さんも当然知っているということで、業者さんから出た内訳書を見ますと、確かに役場さんでつくった設計の内訳とほぼ同じ、当然の結果だと思うのですけれども、それで99%だったと思います。ただ、これを見ますと、積算の中に直接費しかなくて管理費がないですね。ですから増減の余地がないというか、国なり県なりで決まっている積算で数字が何ぼと出ちゃって、そこから普通は儲け分とか一般管理費とかそういうのを足して、幾らで請け負いますとやるのですけれども、管理費分が何もないので、極端に言えば決まった積算でやった額にかなりようがないというか、これは役場の問題というよりも、この事業の積算の仕方の問題として儲け分がないのかなという感じになっちゃうのですね。その点。

○産業観光課 この設計の仕方は、先ほど言いましたけれども、補助金要綱で業種ごとに単価に諸経費入ってしまっていますので、合算の経費はできないということです。

○委員 そうですか。その種別の工事の単価の中に諸経費が皆入っているのですね。（「はい」

の声あり) 当然そうでしょうね。そうは言っても形上、変ですよ。

○委員 すみません、この入札の際に例えば600万円台で出す業者というのはあり得ないのですか。やってしまうとまた問題があるということですか。

○産業観光課 低価格での入札ということですか。

○委員 はい。

○産業観光課 それはそれで、業者さんによって工法のやり方によって積算の仕方によって出てくる可能性はあると思います。

○委員 そうですね。ですからそれはできるのですね。

先ほどの測量関係ですと、仕事がなくとりに行っているという場合ですとかなり低入になって、こちらですとやはりちょうどいいところに来ているというところで、争いが余りないのかなという、逆に皆さん、ぎりぎりであまくなっているという変な感じもするのですよね、何となくなのですけれども。このぐらいの金額で年に6回とかあるのですか。

○産業観光課 定期伐は四、五回やっています。

○委員 四、五回ですね。ですから何となくちょうどいい数で回っているというふうに思われてもしょうがないのかな。とろうと思えば金額的にもっと安くすると思うのですけれども、そうになっていないというところが、先ほど申し上げましたけれども、これまでの順番とか金額との結果を少し精査して、そういったことが本当に起こっていないのかということ松島町としても確認しているということはやったほうがいいのかなと。その疑いがないのであればそれでいいのですけれども、「そういったこともしていません」と言うと、何かあったときに、松島町としての対応がどうなのかと言われてしまうのもあれかと思しますので、そこは調べていただければと思います。

○産業観光課 今後、これから努めて準備していきたいと思います。

○委員長 私がこれをピックアップするとき、松くい虫の防除事業をどんな感じでやっているのかなとちょっと思ったのですけれども、これは伐採というか、もう松くい虫の被害に遭っちゃって、それを単に切って除去するという作業ですね。

○委員 注射したり伐採したり、薬剤注入とかいろいろありますよね。

○産業観光課 これに関しては、伐採して、伐採の後に木を全部集めて薬剤で処理する、もしくは外に出せるものは外に出して破砕機で破砕してしまっただけで処理するという、伐採だけの業務です。

○委員長 業務ですよ。

そもそも松くい虫の防除事業はどの程度成果が上がっているのでしょうか。そこなのですよ。だから単に入札、だからもし松くい事業、国からこういうのが来るからそれに従ってやっているだけというか、松島はその名のとおり松が命で、これを根治というか再生させないと松島が松島でなくなるというぐらいに非常に松島にとって最重要事業じゃないかと思うのですけれども、どの程度の気構えをお持ちなのかなと思います。

○産業観光課 委員長、今お話ししたとおりですね。松島から松がなくなると松島じゃなくなるということもあって、伐倒とあわせて今植樹も並行して行っております。ただ、植樹してもその部分、根づくことを活着というのですけれども、活着率が3割未満しかないのですね。それを30%でも残していったって、切った分に追いつかないにしても植樹を行っていくのがいずれの成果になっていくのだろうというふうに考えています。

一とき、空中散布等は震災以降2年ほど、ヘリコプターの確保ができずに実施できない時期がございました。その2年間行わないことで松くい虫の被害が拡大してしまったのですね。それを追いつくように、2年後の26年度から県のほうでも年度の途中で補正を組みながら、ただ100%でないために、町のほうも一般財源を投入したら、平均して75%の補助率なのですけれども、25%は町の持ち出しも合わせながら事業を実施しておりますので、将来の松島の松と考えたときには、この事業を継続していくべきだというふうには思っており、町長も思い入れを持って要望しておりますので、続けていきたいと考えております。

○委員長 松くい虫ですけれども、いろいろな考え方があろうかと思うのですけれども、やっぱり町のほうとして予算をつけて何か作業をやるとなると、ある業界の権威ある方がこれが効果的だというものを中心にやるという感じですか。

○産業観光課 そうですね。それで松の種類にもクロマツとアカマツがございまして、クロマツは強いです。植樹もクロマツは大分うまくいっていますが、アカマツは弱くて、製造のほうの活着率も少ないということの症例が本当に少ない状況です。

それにしても、植樹に当たっては県のほうが中心にやってもらっていますので、そういった実例をもとに実施してはおります。それは抵抗性松の植樹ということで、普通の松よりは強いものを植えながら、今成長を重ねていくように継続して行っているところです。

○委員長 少々うさん臭い業者とかが売りに来ませんか。松くい虫にこれで効果があると思うけれども、どうですかと。

○産業観光課 松島には来ないです。一番の大元は、県が中心に事業をやって、県の事業費が莫大なものですから、もし行くとしたら県に行っているのではないかなと。

○委員長 私が言いたいのは、いろいろなことをお試しになられたらどうかと。少々うさん臭い業者であっても、効果があればそれはそれで、あと副作用みたいなものがなければいいので、とりあえずいろいろなことをやってみられたらどうかということをおしは言いたいのです。決められた方法しか、あるいは予算がつくからその方法でと、それなりに効果がありそうなものしかやっているとすれば、もしかするといつまでたっても余り劇的な改善が見られないかもしれないです。であれば、いろいろなことを言う人がいるだろうけれども、そういったものをまずは少しずつでも試してみて、門前払いではなくて、じゃやってみましょうと、そういった姿勢が大事なのではないかなという気がします。

○産業観光課 今の話ですけれども、やはり震災前はちよくちよく業者さんも来ていました。ただ、震災以降はびだつと来なくなったという形になっています。というのは、大体研究している方は全部南のほう、九州とか四国の人なものですから、あっちの人たちがここ東北に持ってきて、気象条件がもろに違ったということがありました。

あと震災前に宮城県でも考えていたのですけれども、要は、先ほど出ましたセンチウとかカミキリムシを食べる、逆に言うと益虫・植物を山に入れようと思って研究を一回やったのですけれども、震災で研究がストップしてしまいましたので、それ以降は行っていないというのが事実でございます。

○委員長 要は、松の木の生命力が弱ってくるといろいろな病気になるのでしょうか。だから生命力をもっと高めるための何か方策ですね。それをいろいろな人がいろいろなことを言うのではないかと思うのですけれども、いろいろなものを試してみられたらどうかという感じです。

○産業観光課 承知しました。

○委員長 あと何かないですか。よろしいですか。どうぞ。

○委員 カモメの餌やりをやめたじゃないですか。あれは効果があったのですか。

○産業観光課 必ず年に2回ぐらい、向こうは県の事業の一環になっていますけれども、松島湾の島々を歩いてみると効果は結果的に出ていると思います。ただ、カモメのふん害よりも今度はウミウの害のほうが大きくなっておりまして、ウミウ対策は県のほうが講じてやっています。追い払いから始まりまして。

○委員 いろいろあるのですね。

○産業観光課 そうですね。

○委員長 よろしいですか。

以上です。どうもありがとうございました。

○産業観光課 ありがとうございます。

(9) 上29委第199号 松島町水道メーター検針等業務委託

○委員長 4番目、大型プロポーザルですね。プロポーザルなので1者ということで、落札率も97%と少し高いかなということで、プロポーザルなので、こちらの業者を選定した積極的な理由といたしますか、そういったところを中心に説明お願いいたします。

○水道事業所 それでは、上29委第199号松島町水道メーター検針等業務委託についてご説明させていただきます。

初めに、事業の概要であります、1ページ目の裏面をごらんいただきたいと思います。

右の上側に記載しておりますが、メーター検針業務とあわせて水道事業の営業業務である窓口受付業務、閉開栓業務、調定・収納業務、電子計算処理業務等を一部包括的に委託するものとなっております。

ちょっと飛びますが、資料後ろから6枚目になりますが、裏面をごらんいただきたいと思います。

左上に小さく評価基準と書いておりますが、こちらにつきましては評価基準の内容となっております。会社概要、受託実績及び業務体制についてと、特定テーマに対する業務理解度、地元雇用等に対する地域貢献度、ヒアリングにおけるコミュニケーション能力、参考見積もりによる業務コストの妥当性について、表に記載のウエイトで評価する旨を規定しているものでございます。

続きまして、後ろから3枚目の資料をお開きください。

松島町水道メーター検針等業務企画提案審査委員会審査結果一覧となっております。こちらにつきましては、企画提案審査委員会で各委員が評価した結果の一覧となっております。会社概要等サービス水準の維持向上、地域貢献、ヒアリング、参考見積もりの13項目について評価した内容となっており、合計70点満点中、平均54.3点との結果となりました。

この結果、プロポーザルの提案内容と発注者の意図は十分合致したと評価され、資料の26ページ、この裏面にありますとおり契約予定業者を選定した旨、公表したところでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長 何か質問ございますか。

すみません、プロポーザル型で何で1者なのかなど。ほかの方は応募されてこなかったと。

○水道事業所 そうですね。今回に関しては1者ということで、その1者は、平成28年度、2

9年度、メーター検針だけなのですけれども、こちらのほうを受注している業者が応札というか応募してきました。

○委員長 あとは、そもそも業務委託でプロポーザルである必要性というか、積極的な「こういった業務をやってください」ということで単純な業務委託で、「できますか、できませんか」というか、「それで金額は幾らです」という、そういう形の発注ができない理由というのは。

○水道事業所 今回は基準を満たして低価格で入札したとしても、業務知識、結構水道業務の一連の流れがありますので、そちらのほうが発注者、こちらのほうの意図する想定よりも低くて、運用に支障を来すといったことをなくすため、とりあえずプロポーザルを選んだということと、あと業務に対する姿勢や業務への習熟度、業務改善の取り組み等を総合評価することで最終的な業務コストの低減に寄与すると考えまして、プロポーザルを選びました。

○委員 同じような話なのですけれども、28年以前はどういうふうに業者を決めていたのかということと、今言ったように実績を見て、それまで今の形で〇〇〇〇に頼む前にどういう問題があったのでプロポーザルで対処したのか、そのきっかけというか、何か理由があったのでしょうか。その前は どうしていたのでしょうか。

○水道事業所 その点についてお答えさせていただきます。

実は先ほどうちの〇〇からの話で、今回のプロポーザルの前というのは、メーター検針だけを予算で委託したと。その前はどうかだろうかとこの話になると思いますけれども、町内の水道関係をやっている業者さんをお願いしましてメーター検針をしていたという状況です。ところが業者さんにしてみれば、そのメーター検針、人がくわれていくという、どんどん高齢化して、業務も縮小していくという部分もあって、実は業者さんのほうから、もう我々水道業者ではメーター検針ができないんだという話をされて、急遽、メーター検針だけを民間に委託しましょうという話をさせていただいたと。当然民間に委託しましたので、今後、我々としてはそういった部分についても考えていって、今回プロポーザル、業務をふやした形になりますけれども、業務全般をお任せするような形にして、対応していきましょうという考え方からこういう形にさせていただいたという内容でございます。

○委員長 少し飛躍するかもしれないのですけれども、こういう水道メーターの検針というのも、昭和の時代というか、おばちゃんたちとかじいちゃんたち、比較的軽作業なので数でぱっぱとこなしていったという。だから今はもうAIとかインターネットが普及している時代で、例えばコピー機なんかは、カウンターなんかでも電話回線に直結して、勝手に向こうで集計して課金してくるわけですね。水道料金も、例えば電話回線とかあるいはインターネットを経由

した課金のシステム、日本全国でそういったものをやっているところはないのでしょうか。

○水道事業所 実はこちら以外で秋田県のほうで、豪雪地帯の場合、メーター検針ができない、あるいはメーターボックスをあけることが凍結によってできないというところですが、スマートメーターといいまして、電波的に、要するに近くに行くとそれで検針量をはかるというシステムは確かにございます。ただ、それを導入するには1基当たりのメーターのコストがかなり高い。通常我々は20ミリというメーター、一般的に言うと数千円の単位で買えるのですが、そちらですと数十万という金額がかかってしまうと。

○委員長 1個当たりの値段を下げて提案してくる業者、そういったものを開発してくる業者があらわれると、日本全国の問題ですよ。これだけの金額を使っているという、雇用の維持という面からはありますけれども、でも今の時代からすると、もう電気自動車が走って、自動運転の時代ですから、そういった観点からすると、ここの部分についても、だって場所はまだ固定されているんだから、電話回線とだけつなげれば、恐らく各家庭とか事業所とかだとほとんど電話ついていますから、できそうな気はするのだけれども、やる業者はいないかなという感じがします。

○委員 この〇〇〇〇というのは、見るとメーター検針の大手のようですねけれども、プロポーザルをやるに当たって役場さんとしてどういう業者、〇〇〇〇も当然応募してくるだろうと。ほかに似たような企業というのはいくつも複数あるのでしょうか。その辺は想定はして（「はい」の声あり）。何でその人たちは応募してこなかったと考えますか。

○水道事業所 実はこちらにプロポーザルする前に、宮城県内でこれらの事業を行っている業者は5者ございます。今回我々のほうが受注させていただいたのは〇〇〇〇というところで、こちらについては塩竈市さん、仙台市さん、我々というところをやっている。そのほかに石巻広域水道企業団さんというのはいくつも外資系の〇〇〇〇という会社が入っていたりとか、ほかにも入っているところが5者ございます。うちのほうの告示をさせていただきましたので、当然業者さんも見に来ているのです。3者くらいは見に来ていますので、ただ、そちらの会社さんから言わせれば、やはり検針員を新たに養成するのはなかなか難しいよといったお話であったり、あとは今、同じ時期に多賀城市さんと利府町さんが同じ業務を発注かけていたタイミングが合っていて、極端なことを言うと人口的には向こうのほうの方が大きいという部分もありましたし、その次に仙台市さんも実は同じようなタイミングで発注があったものですから、そちらのほうに行かれてしまったというような部分がございます。

○委員長 ちなみに電気は、あつちは電力がやっている。（「スマートメーター」の声あり）で

すよね。だから電気のほうはもうスマートメーターで自動的に課金していくのでしょうか。

水道はまだ地下というか、下のほうですよ、水道の。

○水道事業所 はい。昔ながらの羽根車というタイプで今でもやっておりますので、一部大手のホテルさんだけはデジタル式という形をとっていますけれども。

○委員 例えばJRなんかですと、自分でチケットを購入するとその分安くするという形でやっているサービスがありますけれども、平成32年までは契約していると思いますので、例えばの話で、自分でスマホでメーターのあれを送ってくれると割引で何かしてくれますみたいな形でのやりとりとか、将来的にはいろいろなサービスを入れていくと変わっていくのかなというイメージもちょっと持って今聞いていました。あくまでこれは個人的な意見です。

あと、質問ですけれども、業務委託費内訳書の中で、私もこういうものなのかなと思ったのですけれども、例えば今回の内訳書の中で退職金の掛け金ですか、そういったものが入っていたり、ユニホーム代とかが入っていたりとか、こういった金額を入れるというのは普通なのですか。

○水道事業所 今のお話にお答えさせていただきます。もちろん我々も今回のような大きい事業をするのは初めてだったものですから、参考見積もりということで実は県内の4者からやる前にとらせていただきました。かつ先行的にやっている仙台市さん、多賀城市さん、塩竈市さん、あとは大崎市さんとか、過去からずっとやっているところから、やはりそういった形になっているというお話は何っているところでございます。

○委員 人を使えば当然、保険料と同じように失業保険とか退職掛金とか、それと同等の扱いで自動的にそういう経費を見るという形にはなっているのでしょうか。

○水道事業所 はい。

○委員長 退職金は、労働対価の後払いという位置づけだというのはありますけれどもね。

あと何かございますか。よろしいですか。

結構です。ありがとうございました。

(10) 下30委第005号 松島浄化センター、中継及び雨水ポンプ場運転管理業務委託

○事務局 続いても水道になります。

○委員長 次5番目も。こちらは金額がすごく大きいので条件付き一般競争入札ということですが、プロポーザルの内容等、あるいは業務の内容について解説をお願いいたします。

○水道事業所 それでは、事業名、下30委第005号松島浄化センター、中継及び雨水ポンプ

場運転管理業務委託についてご説明いたします。

こちらにつきましては、松島浄化センターを初めとした下水道処理施設及び雨水ポンプ場の維持管理業務となっております。事業期間につきましては、平成30年4月から35年3月までと5カ年の契約になっているところでございます。

こちらの次ページになりますが、事業概要のところに記しているのですけれども、まず松島浄化センター、あと汚水ポンプ場としまして、中継ポンプ場1カ所、あと下水道の本管からどんどんポンプで汲み上げる施設としてマンホールポンプ場というものがあるのですが、そちら18カ所と雨水ポンプ場15カ所の運転管理ということになっております。

こちらのほう、参加条件といたしまして、宮城県内に本店もしくは支店、営業所を有している者ということと、あと過去5年、同規模・同程度の施設を維持管理しているところということで、入札参加者が1者、予定価格が5億9,198万6,880円に対しまして、落札金額が5億6,700万、落札率が95%になっております。

以上で説明を終わります。

○委員長 質問。

○委員 これは1者入札になった理由としてはどういうことが考えられますか。

○水道事業所 今回、条件付き一般競争入札ということで公募をかけさせていただいたのですけれども、同じような処理施設の運転管理ということで、参加登録者の方では大体10者程度いらっしゃいました。

ただ、雑談的に聞いたところによりますと、処理場というのは一応下水道法に基づいた処理放流水質というのが定められていまして、各処理場ごとに、生活スタイルの違いとかあと工場が近かったりとかで流入水量が変わるということもあって、そのために各処理場ごとの個性というとあれですけれども、あるというところがありまして、なかなか今までやってきた業者さんと、新たに新規に入るとするのは二の足を踏むと聞いたことはあります。

○委員 リスクはありそうですね。

○水道事業所 そうですね。

○委員長 するとこの業者さんは以前にも。ずっとこの業者さんですか。

○水道事業所 以前からやっている業者です。

○委員 この業者さんで、特に問題は発生していないですね。

○水道事業所 そうですね。もし万が一、下水道法に基づく処理水質を守られない場合はうちのほうでも罰せられますので、そこら辺は厳重に。なおさら身近に、業者さんとも1週間に1回

必ず各施設の状況の確認ということで打ち合わせをさせていただいて、不具合があれば事前につぶしていくような格好で調査をさせていただいて、その基準を守っていくというところで補強も行っているところです。

- 委員長 役場のほうの設計は、特殊というか、労務というか、どういう積算方法なのですか。
- 水道事業所 積算の考え方なのですけれども、下水道施設の維持管理の歩掛かりがございまして、そちらのほうを使用して積算しているところがございます。
- 委員長 請負業者さんとかかなり、項目的にもずっと全部、歩掛かりどおり出しているのに近い数字にはなるのでしょうか。
- 水道事業所 そうですね。それと、運転管理ということもありまして、ほぼほぼ人件費というところがウェイトが大きいところで、余りその辺で請負業者さんのほうで下げてはいないようでした、比較したところだったのですけれども。
- 委員長 10者もいて1者しか応募していないというのは、何かそれをやれる業者も決まっています、あとはエリアの問題あるいはという、そういった問題。皆さんですみ分けができていないかというどうしても懸念が出てきてしまう。
じゃどうやって決めればいいのかって話ですよ。やっぱり市場が閉鎖されているということなので。であれば県内だけではなくて、もっと安くやる場所はないのか、やるかというところですよ。金額が約5億近いから、この金額からすれば1年間。
- 水道事業所 5年間です。5年なので年間1億1,000万。
- 委員長 ごめんなさい、5年間ですね。年間1億。それにしても、これで固まるということは非常に大きいですから、もっとほかの業者さんがいるのではないかなと思うのですけれどもね。
何かございますか。
人件費だとすれば、労働市場がもう少し解放されて、来年の4月からどこまで範囲が広がるか、あれですけれども。
これは国でつくっている資料ではないのですね。こっちでつくった。
- 水道事業所 そうです。
- 委員 ほかの市町村もあれですか、プロポーザルでやっているのですか、仙台市とか塩竈市とか。
- 水道事業所 私が知っている範囲で、先ほどのプロポーザルの件ですけれども、ほぼプロポーザルです。ただ、もちろん形が違いますので、業務の範囲も違いますし、例えばほかの業務も抱き合わせでやっているところもありますので、ほぼプロポーザルでやっています。

○委員長 ほか何かございますか。よろしいですか。

では結構です。どうもありがとうございました。

○水道事業所 ありがとうございました。

○事務局 以上で審議のほうは全件終了となります。

8. 閉会の挨拶

○事務局 それでは、最後に委員長より総括を。

○委員 取りまとめする必要はないですか。

1件目の件で、小川委員から指摘された件ですけれども、緊急性のある補修工事に関して、とりあえず電話をしているということなのですけれども、公平性とか透明性とかというのを考えたら、とりあえず電話するという場合でも、最初は近い業者から順番に電話するとか、一応手続的なことは定めておいたほうがいいのではないかなと思います。それは要望を出してもいいのではないかなと思います。

○委員長 はい。わかりました。その辺、一番最初の。

○事務局 私財務課なのですけれども、水道事業所のほうには、実際そうやってはいるんです、近いところから。

○委員長 ですから、それがちゃんと。

○委員 ルール化というか何かあると、一応基準でというのがないと、多分外部から言われたときにはこのとおりやっていますと。

○委員 そう、そう、人によって変わらないように。

○委員長 しかもそれを何らかの形で残しておくというのが重要なのですね。だから、もう忙しくてそんなことやっていられないという気持ちもわかるけれども、後から「何でそういうふうにしたの」と。それを口だけじゃなくて、何かを見ればそれを証明とまではいきませんが、確かにそういうふうにしたんだねということ。

○委員 逆に、職員のほうもそのほうが楽なのでは。

○委員 そのとおりやればいいだけ。

○委員 明文化したやつをそのとおりのとってやりましたといっちゃえば。

○委員 恣意的な意向が入らないようにだけしてもらえば多分いいと思うのですけれども。

○委員 もう一つは、指名競争入札と一般競争入札の関係で、一般競争入札が原則ということ

ですので、できる限り一般競争入札を使っていくと。指名競争入札する場合には、その意向をはっきりさせるといことと、あと業者数が少ないので指名競争入札をしている場合は競争性が少なくなる可能性がありますので、1件1件だけの落札率を見るのではなくて、もう少し長期的に調整が行われていないかどうか確認する必要があるのではないかとというような要望を。

○委員長 そうですね。単年度でやることの限界が必ずあって、要は、業者さんも絶対そう考えているはずで、ところがそういったものというのは長期的に、トレンドを見れば、そういうおそれがあるということなので、しかも落札率が低ければいいのですけれども。ところがほぼ90何%のところで行っていると……難しいですね。何をやれば良いんだって。なかなかこういった公共事業はなかなかないので、ある意味では町内業者というか、周辺業者の当然市町村としては全部駆逐されて誰もいなくなったのでは困りますから、ある程度はいるというのはあると思いますから。

あとは、全体としては、随契、1者契約の理由といいますか、そのところ、今回件数としてはちょっと多かったかなと。ですので、今度もし次回あれがあれば、今度は指名競争ですか、その辺、幾つかピックアップして、指名競争業者さんを選択した妥当性、そういったところを検討してみたいなというふうに思った次第でございます。

あとは、公募型プロポーザルだとか、あとは委託の2番目の生活支援事業、これなんか1者随契ですけれども、そういった形式をとる必要があるのか。2市3町で決まっているのだから、単独ではどうしようもできないので、もっと工夫を凝らした入札を考えてほしいなというふうに思ったところでございます。

今回については、以上の結果を、今回の委員の指摘を各課の方々に伝えていただいて、適切な入札に生かしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

ほかに委員の方々から何か意見等ございましたら。よろしいですか。

では、以上で入札監視委員会は終了でございます。

長時間お疲れさまでございました。ありがとうございました。